

韓国における司法制度の変遷と司法改革の現状

尹 龍澤

はじめに

1895年4月の「裁判所構成法」(法律第1号)の制定・公布によって、韓国の地に初めて西欧的・近代的な司法制度が導入されてから既に100余年が過ぎた。

この間、韓国の法制は、植民地的抑圧と収奪の目的のために変容された日本法の下での植民地法制、解放後のアメリカ軍政下での軍政法制、朝鮮戦争の勃発による戦時法制、クーデターによって権力を掌握した軍事独裁政権下での開発独裁法制など、現行の第6共和国が誕生するまでは、極めて短期間の例外を除いて、抑圧する主体に変化はあっても、いずれも権威主義的な法制の連続であった。このような状況下にあった韓国の司法制度は、「司法府の政権隷属化」とであると表現することができよう。

しかしながら、韓国社会の政治的経済的成熟度の高まりは、その成熟度に見合った既製制度の改革を要求することになり、司法制度もその例外ではなくなった。

本稿は、韓国の司法制度の歴史を振り返るとともに、最近の司法改革の議論の内容を紹介することで、韓国司法の現在の位相を明らかにしようとするものであるが、それはまた、近代化過程での不幸な歴史のゆえに日本法制の強い影響下に置かれながらも、今やアジア諸国において経済的政治的発展の度合いにおいて最も近い国家となった韓国での司法改革論議であるだけに、ここ日本における司法改革を考える際に有益な示唆を与えるものと思われる。

1 権威主義政権下の司法

(1) 植民地時代

日本帝国主義の植民地支配を受けていた当時の韓国の司法制度は、「裁判所は、総督に隷属した行政官庁の一つであり、その中に検事局が併設されていた。そして、法廷では、韓国人を見下ろす席に、ほとんど大部分が日本人である判事と検事が座り、日本語で書かれた法令を用いて、日本語で裁判を行った。しかし、それでも正式裁判にまわされた事件はとても少なかった。民事紛争を含む大部分の事件は、笞刑を伴う即決処分権を与えられた、警察と憲兵によって処理されたので、拷問を合法的に行うことができた」⁽¹⁾といわれる。

また、法曹人養成についても、1905年に法官養成所規則(勅令第49号)によって法官養成所が

設置され、同年には弁護士法（光武弁護士法）も施行されるなど、独自の制度を構築し始めたのであるが、1909年から施行された「統監府判事及検事ノ任用ニ関スル件」（日本勅令第255号）によって韓国の判事と検事については日本の裁判所構成法による資格所持者に制限され、韓国独自の法曹人養成制度は廃止された。ちなみに、併合直後である1910年の朝鮮総督府裁判所の判検事数及び弁護士数は、日本人判事183名（1937年、179名）、日本人検事54名（96名）、日本人弁護士30名（145名）に対して、朝鮮人判事71名（45名）、朝鮮人検事6名（11名）であり⁽²⁾、また、権限においても、1920年3月24日の制令第3号で総督府裁判所令を改正するまでは、朝鮮人判・検事の権限は、民事においては原告と被告の双方がともに朝鮮人である事件に、そして刑事においては被告人が朝鮮人である事件に限られていたのである⁽³⁾。

（2）解放

解放後から今日までの法の歴史を考察する場合、これまで6度あった実質的な新憲法の制定を基準として、第1共和国から第6共和国に分けて考察するのが通例であるが、賈在桓・司法研修院長は「解放以後の我々の法の客体（法・機構）と主体（人・法曹）は、どのように変化・変遷してきたのかを年代別に概観することも非常に興味がある⁽⁴⁾」として、次のように10年毎に区切って、その特色を一言ずつで説明している。

- 1940年代 司法機構の接受（司法制度の定着：法院、検察、弁護士制度）
- 1950年代 法典の編纂（48年憲法、53年刑法、54年刑訴、58年民法、60年民訴、62年商法）
- 1960年代 理論の説明（教科書の発刊）
- 1970年代 実務の定立（判例の蓄積・整理）
- 1980年代 法曹の養成（法曹人3,000名誕生）
- 1990年代 新たな選択（司法大改革）
- 2000年代 ？

ただ、この表について、賈財桓院長は何らの解説も加えていないので、果たしてこの区分がどれほど客観的根拠のうえに立てられているのか疑問の点もないではないが、少なくとも時代区分の持つ意味の一つは考察の便宜にあるのであるから、ここでは、賈財桓院長の時代区分とキーワードをもとに、簡単にそれぞれの年代の特色を私なりに考察することにする。

（イ）1940年代 — 司法機構の接受

韓国は、1945年に日本の植民地支配から解放されるや、不幸にも3年間、アメリカ軍政の下に置かれることになった。法制的側面で見ると、駐韓アメリカ軍政の基本的態度は、明らかに現状維持的なものであったといえる。事実、1945年10月9日の軍政法令第11号を通じて韓国人民に差別と抑圧を加えるすべての政策を除去するために、治安維持法を初めとする六つの悪法を廃止する一方、同年11月2日の軍政法令第21号で、植民地下で実施された法律一般の効力について

は、代替法令が制定されるまで、その効力を有することを明らかにしたのである。

このような限界を有するアメリカ軍政ではあったが、それなりに司法改革が断行されたことも否定できない。

すなわち、日本植民地時代は司法権は行政の一部に編入されていたが、アメリカ軍政期から法院行政が大法院に移管され、三権分立が定立した。また、法院の一部であった検察は法院から独立した組織となり、検察の警察に対する指揮・命令権も確立された。もっとも、韓国人によって構成された韓国人裁判所がアメリカ軍によって構成された軍事裁判所に隷属したことは軍政という性格からくる当然の限界ともいえるが、韓国人裁判所および検察を構成する際に、日本植民地時代の官僚として植民地の民衆を統治した司法官をそのまま任用したという点は、当時の時間的余裕と人材の不足という理由だけでは正当化し得ないものであり、これこそがアメリカ軍政の犯した最も重い罪といえるであろう。

なお、本格的な作業は1948年の政府樹立以後のことではあるが、この時期に日本法令に代替される韓国法令の制定に着手した点、およびアメリカ軍政法令のうち刑事法と労働法分野では進歩的な改革立法がなされた点は評価すべきである⁶⁾。

(ロ) 1950年代 — 法典の編纂

1948年7月17日に独立国家建設のための最も基本的な法典である憲法(制憲憲法または第1共和国憲法といわれる)が制定公布され、同年8月15日には大韓民国政府が樹立されたのであるが、これに前後して基本法令の制定と法制度の整備が本格的に行われることになった。この時期の基本法令の制定について特徴的な点としては、第一に、「我々の法を一時も早く持とうとの国民的要求が強かったし、法律専門家の数が余りにも不足していたために、制定された法律が完璧を帰すことは初めから困難であった。不可避なことではあるが、日本法に多く依存せざるを得なかったし、民主主義的観点から日本法に代替すべき立法として中華民国法が相当部分参考とされた」⁶⁾という点と、第二に、法典編纂の過程においては、韓国人の家族制度や身分制度などに関連して伝統への執着がみられたという点が指摘できる。もっとも、そのような伝統尊重の思想は、日本帝国主義支配を脱した民族のアイデンティティーの回復として、また北朝鮮の共産主義に対抗するイデオロギーとして、さらには、1950年に起こった朝鮮戦争によって破壊された秩序への憧れとしての役割を、意識的または無意識的に担わされた面も否定できないように思われる。

(ハ) 1960年代 — 理論の説明

韓国の基本法令の制定は、1950年代だけでは終わらなかった。1961年以前までに廃止された法律は136件であり、制定された法律は94件に過ぎなかったのである。

1961年5月16日の軍事クーデターによって登場した国家再建最高会議(1961年5月19日～1963年12月26日)は、いわゆる革命課業の一環として「旧法令整理に関する特別措置法」(1961年7月15日)を制定して、制憲憲法制定以前の法令は1962年12月31日までに整理し、そのときまでに整理されなかった旧法令は廃止されるものとみなした。その結果、旧法令整理作業は、わずか165日の間に389件の法令を制定し、618件の旧法令を廃止したのである。

国民の代表ではない機構がこのような膨大な量を制定する手法は、その後、1972年の「10月維新」のときの非常国務會議（1972年10月17日～1973年3月11日）、1980年の「5・17クーデター」以後の国家保衛立法會議（1980年10月28日～1981年4月10日）でも繰り返されることになる。

ともあれ、その手法においてはもちろん、その内容においても人権を侵害する悪法が多かったと言われるし、それらの淵源をたどるとき、そこに日本帝国主義の残滓を見ることもできるのであるが、少なくとも形式的には、「これによって立法的側面においては、日本帝国主義との断絶をなしたと評価することができる」⁽⁷⁾のである。このような立法的整備にともない、それに見合った独自の教科書や理論書も出版されるようになり、「解放後、1950年代まで、我々は日本法学の教科書を用いて、日本法典を見て法学を勉強していた」⁽⁸⁾状態からは抜け出るようになった。

（二）1970年代 — 実務の定立

1970年代は、朴正熙政権の後半期にあたり、いわゆる「維新時代」といわれる時期であり、権威主義的統治の絶頂期であった。維新時代の開幕直前の1971年7月に、ソウル地検が収賄容疑でソウル刑事地方法院の判事に対する拘束令状を申請したことに端を発して、ソウル刑事地方法院の判事39名が司法権の独立を掲げて集団で辞表を提出し、ついには韓国の全判事（415名）の36%に当たる153名が辞表を出すに至った、いわゆる「司法波動」が起こった。これは、次第に独裁化していった政治権力が柔順な司法部を作ろうとする段階における、司法部の最後の抵抗でもあった（結果的には、検事214名の大移動と判事の出張費3倍引上げ等により政治的に収拾）。司法波動を経た後、朴政権は1972年に維新体制を構築することで、司法府は制度的に完全に大統領に従属することになっただけでなく（例えば維新憲法は、それまであった法官推薦會議制度をなくして、大統領に大法院長と大法院判事だけでなく、すべての法官の任命権と補職権を与え、また、懲戒処分によっても法官を免職することができるようにした）、実際にも、1973年1月25日に改正された法院組織法の経過措置により、朴政権に非協力的な40余名の法官を「依願免職」の形式で再任命から脱落させたのである。

ところで、維新体制の構造的特性は、すべての団体・機関を脱政治化させて、すべての政治問題を行政問題に還元させ官僚主義的技術主義で解決しようとした、いわゆる官僚的権威主義にあると指摘される。この官僚主義的技術主義は、「漢江の奇跡」と謳われた高度経済成長の社会的経済的状況とも重なり、さまざまな法分野で多くの判例を量産することになったのである（例えば、行政訴訟は1950年代には年平均273件であったものが、1976年以降は年平均1,000件を上回るようになった）。また、人権の分野においてでさえも、その暗黒の時代は「我が国において本格的に人権弁論を行って行く時代として記録される」⁽⁹⁾という反面も有することになった。さらに、現行の法曹養成制度も、この1970年に至って完成することになる。それまでの法曹養成制度を振り返って見ると、解放後から1950年までは、司法要員養成所入所試験、弁護士試験など多くの制度が混用されていたが、1950年からは大統領令である「司法官試補の任命修習及び考試規則」にもとづいて高等考試司法科が実施された。これは1963年まで16回にわたって実施されたが、1963年に司法試験令が公布されることで、司法試験に変更された。高等考試司法科に合格した者は直ちに司法官試補または弁護士試補に任命されて、1年間の修習を受け、これを終了した者が判事・

検事に任命されまたは弁護士の資格が与えられたのである。その後、このような予備法曹人に対する実務修習をより制度化する必要があるとの理由により、1962年3月1日にソウル大学に司法大学院を設置することにし、そこで2年間の修習が義務づけられることになった。しかし、司法大学院での教育に対しては、法学理論教育も実務教育もともに不十分であると指摘され、1971年1月1日、大法院傘下に設置された司法研修院で2年間の教育を受けることになり、現在の法曹養成体制が整えられることになったのである⁽¹⁰⁾。

(ホ) 1980年代 — 法曹の養成

「韓国の立法および司法史において、1972年から1987年に亙る期間は一言で暗黒期と言うことができる……（しかし）1987年6月の市民抗争以後、韓国社会は制度的民主化と法治主義のための本格的な歩みをはじめるに至った」⁽¹¹⁾のである。その歩みは、次の段階を経て行われた。すなわち、まず第一段階として現行第6共和国憲法の制定により、司法府が政権の隷属から制度的に解放され（大法院長及び大法官の任命には国会の同意を要するようにしたことや大法院長と大法官の任期を延長したことなど）、また、憲法の規範的支配力を確保するために憲法裁判所が設立された。第二段階として、憲法裁判所によって権威主義政権を支えた各種の法律が批判・改正され始め⁽¹²⁾、そして、第三段階として、権威主義の清算のために司法府と検察の改革が試みられるようになるのである⁽¹³⁾。

ところで、「1960年代から1970年代までは法曹養成に関する極度の産児制限が継続された。一回の司法試験で合格者がわずか5名であったこともあった。……在朝の養成にのみ関心において、弁護士の養成に関しては徹底した無関心で一貫していた。……法治主義における『必須品』である弁護士は、行政主義においては単なる『贅沢品』とされるほかなかったし、また、それで足りていた」⁽¹⁴⁾のである。「実際に韓国においては1980年代まではほとんど大部分の弁護士は法官または検事として多年間の経歴を経た後に開業をするのが慣例であった。即ち司法試験に合格して民事、刑事等、訴訟実務を中心とした国家管理の研修を終えればほとんど全部の研修者は法官または検事に任命され、研修後すぐ弁護士として進出する人員はほとんどなかったといっても過言ではない」⁽¹⁵⁾のである

司法試験の合格者数は1977年までは60名あるいは80名であったものが、78年は100名、79年は120名、80年は141名と漸次増加した。司法試験の主管庁であった総務処長官は「優秀な判・検事の確保及び対国民法律奉仕の拡大改善を図るとともに、法律文化の向上と法治行政の発展のために、現在不足している法曹人を拡大する方案」として、1981年から合格者を一挙に300名に増員した。これはその間の経済成長に象徴される韓国社会自体の膨張と、第5共和国の執権者が国政指標として「正義社会の具現」「福祉社会の建設」「民主政治の土着化」を掲げて、少なくとも表面的には維新時代からの脱皮を装わざるを得なかったことに起因すると思われる。したがって、「1981年からの法曹の養成は、法曹三者の先輩たちの祝賀（完全合意）の中で誕生したのではなく、政治権力の一方的な決定によって出帆した」⁽¹⁶⁾という側面は否定できないが、これは「司法サービスの需要者の立場を考慮した多分初めての改革である」と見ることができる⁽¹⁷⁾ものでもある。果たして、選抜人員が300名に増員された後は、研修終了後、弁護士として進出する者が結果とし

て150名前後に増えてきたし、また、稼働法官数、検事数、弁護士数を合わせた法曹人口も、1980年の1,913人から、87年には2,994人、88年には3,230人に、そして89年には3,459人へと拡大した。それでも、89年の段階で、弁護士一人当たりの人口は、23,505人であった。

(へ) 1990年代 — 新たな選択：司法改革の時代

1993年の金泳三大統領の就任は、いわゆる「文民政府」の時代の到来を意味し、それは韓国政治の民主化がもはや後戻りを許さないことを内外に示すことになった。また、OECDへの加盟に象徴される韓国の国際的な地位の高まりによって、新たに韓国法曹の国際的な競争力と国際的な水準の問題が論じられるようになった。ここにいたって、司法制度改革は、それまでの学界や一部の在野法曹人の間での議論を超えて、国家の諸機関によって本格的に論じられるようになるのである。この期間の司法改革の動向については、以下、章を改めて論ずることとする

2 1990年代前期の司法改革 — 金泳三政権 —

(1) 大法院の司法改革

1985年には時の大法院長に対して弾劾訴追がなされるほどに、権威主義政権の下で「権力の侍女」に転落し、国民から不信の目で見られていた司法府であるが、1993年9月に尹鎭氏が大法院長に就任したことを契機に、大法院は自主的な司法改革を試みることになった。

1993年11月3日に、大法院は法曹人、法学教授、言論人など各界の名望家31名で構成された司法制度発展委員会を設置した。この委員会は、1994年2月26日に、拘束前の被疑者尋問（拘束令状実質審査）制度、起訴前の保釈制度及び上訴制度の改善などを含んだ24個の司法制度改善方案を盛った建議文を大法院長に提出し、その立法を建議した⁽¹⁸⁾。

この建議文をもとにして作成した6件の司法制度改革法律が1994年7月に国会を通過して公布・施行されたが⁽¹⁹⁾、大法院のこの司法改革については、「既存の司法構造を壊さないで、裁判業務量の軽減と若干の専門法院の設置などの『彌縫的改革』に止まったという評価を受けている」⁽²⁰⁾のである。

(2) 「国民のための司法改革連合会」の司法改革請願

この大法院の司法改革案が出されるや、1994年春に韓国法学教授会や市民団体は、内部からの制度改革の限界を痛感し、「国民のための司法改革推進連合会」を結成して、国民のための司法改革の立法請願運動を展開し、同年6月28日に大統領と国会に請願した。その請願の要旨は、(i) 司法試験令ではなく司法試験に関する法律を制定して、閉鎖的な司法人力の増員方式を改革し、司法試験合格者数を年間300名から600名に引き上げるような司法試験の改革、(ii) 弁護士報酬を法律で規定してより低廉かつ良質の法律サービスを受けることができるようにし、法曹人と弁護士の数を大幅に増やして国民が容易に接近することができるような法曹人数と弁護士報酬基準の改革、(iii) 憲法裁判官と大法官の資格制限を開放して、学識と徳望を兼備した人士にも外国のように任用資格の門戸を拡張し、大法官と憲法裁判官の任命時に国会の聴聞手続を経らしめることで、大法院と憲法裁判所の国民的正統性と権威を高めるようにする、憲法裁判所と大法院の人的構成

の改善、(iv) 司法府内部の民主化のために法官会議と法官人事委員会を議決機関として設置しなければならないとする、司法府の民主化、(v) 国会の法律および大統領・政府のすべての法執行が憲法訴願の対象となるようにした憲法に符合させるべく、法院の裁判も憲法訴願の対象に含ませるための、法院裁判に対する憲法訴願禁止の撤廃であった⁽²¹⁾。

(3) 世界化推進委員会の司法改革案

一方、金泳三大統領は、1995年1月に主に公共分野の世界化を推進することを骨子とする「大統領の世界化構想」を発表し、この構想の下で組織された大統領の諮問機構である世界化推進委員会は司法改革を重点推進課題の一つとして選定した。しかし、直接の当事者である法曹界が十分に参与していないとの法曹界からの批判を受け入れて、同年3月18日に世界化推進委員会は大法院と共同で法曹改革を推進することに合意し、改革作業を行った⁽²²⁾。その結果、1995年4月25日に「法律サービス及び法学教育の世界化方案」として、① 司法試験の年間合格者数を1996年500名、97年600名、98年700名、99年800名、2000年以後は1,000名ないし2,000名とすること⁽²³⁾、② 弁護士報酬基準を外部の参与によって適正に定めること、③ 「前官礼遇」(韓国では相当数の判事と検事が定年前に辞職して弁護士開業をするが、これら判検事退職弁護士が扱う事件の求刑・判決に手心を加えること) など不正的な法曹慣行を改善して、法曹倫理意識を強化するための制度を講ずること、④ 国選弁護の拡大、判・検事の増員(判事については1995年現在の定員1,374名を2000年に1,724名、2005年には2,074名に増員し、検事については1995年現在の定員987名を基準として2005年には約50%に該当する500名を増員すること) などを通じた法律福祉の拡充、⑤ 法曹人の社会各層への進出による国際競争力の強化のための措置(法務法人の大型化など)をとることが発表された。

しかし、世界化推進委員会と大法院の議論がもっとも対立した法曹人養成に関しては、1995年4月25日の第一次試案の段階では合意に至ることができず、「① 試験よりは教育の比重を高めながら、法学教育の正常化・充実化を図るために基礎素養教育及び専門領域教育を強化していくこと、② 多様な学問的背景を有した人が法曹人になる機会を十分に提供すること、③ そのために新たな学制を用意して、1997年から施行できるようにすること」という基本方向の下に、これを具体化するために世界化推進委員会と大法院がそれぞれ推薦する3名ずつの専門家で構成する「法曹学制委員会」を設置して、検討することになったのである。法曹学制委員会で主張された案は、大きく二つの方向に分かれていた。一つは、世界化推進委員会が主に主張した現行4年制の法学部課程の上に2年制ないし3年制の専門法科大学院を設置する方案(専門法科大学院設置案)であり、他の一つは大法院が主張する現行4年制法学部を1～2年延長して2年の教養課程と3～4年の専門法学教育課程を分離・運営する方案(法学部学制延長案)であった。しかし、この法曹学制委員会でも意見の一致を見ることができず、1995年12月1日の「法律サービス及び法曹人養成制度の世界化」と題した共同発表では、法曹人養成制度を法学教育制度と司法試験制度及び司法研修制度に分けて、司法試験制度については合意して発表した(大学での法学教育を充実させる方向で試験科目と出題方式を改編して1997年から施行すること)、残りの二つについては基本方向だけは合意したものの、具体的な事項については、教育と研修を分離して、法学教育制度の改編は教育改革

委員会、司法研修制度の改編は大法院で、それぞれ継続して論議して決定することにした。

その後、この合意に基づき、大法院は司法研修院に学期制と単位制など大学院式教育を導入するなど研修課程を大幅に改編したが、教育改革委員会が用意した法学専門大学院の設立方案に対しては最後まで反対して、その実現を阻止したのである⁽²⁴⁾。これほどまでに大法院が反対した理由として、権五乗教授は「第一に、法学専門大学院は従来、大法院を初めとした法曹界が継続反対してきたアメリカ式ロースクール制度を導入しようとするものであるという点であり、第二に、法学専門大学院を設立するようになれば、その教育が司法研修所と重複するおそれがあり、第三に、法学専門大学院をいったん設立してしまえば、時間が経つにしたがいその数が漸次増えることが明らかであるが、それは現行の法曹人養成制度の枠を破るようになるおそれがある」⁽²⁵⁾ことを指摘している。

ともあれ、「結局、世界化推進委員会の司法改革は、司法サービスの需要者中心の改革でなければならないという認識の転換があったという点にその意味を求めるべきであって、具体的には委員会自らが指摘するように、司法試験の年間合格者を大幅に増員した点が業績といえる程度であろう」⁽²⁶⁾との厳しい評価をも受けることになった。

4 1999年の司法改革 — 金大中政権下の司法改革推進委員会 —

表舞台から消え去ったかの感のあった司法改革論議であるが、1999年5月7日、大統領の諮問機構として司法改革推進委員会（法曹人7名を含む教授や言論人18名）が構成されたことで、再び開始されることになった。この委員会の発足の契機として、委員会自らは、「第一に、これまでの司法改革に関する研究と討議の結果、多くの資料が準備されたし、また、この過程で司法改革に対する法曹人と社会の一般人の関心が高まったという点、第二に、その間の法院・検察・警察など司法手続と関連する機関が体制の整備とともに民主化において有意義な進展をなして改革の基盤が準備されたという点、第三に、過去の30年間の刮目すべき経済成長と民主化の成就により韓国社会の司法改革の意志と司法改革の費用負担能力が高まったという点、第四に、最近に生じた大型の法曹非理を契機に司法制度の構造的課題点を根本的に治癒しなければならないという国民的共感帯が形成された点などである」⁽²⁷⁾と、その報告書で述べている。

しかし、このうち最も直接的な契機となったのは、第四の点である。すなわち、1998年には議政府市で、99年には大田市で、多くの弁護士が事件の受任に関連して、警察等の捜査機関に事件紹介料として金品を提供しただけでなく、具体的事件とは無関係であるとしても判事や検事の一部にも金品を提供したり金融上の便宜を提供したことが発覚した、いわゆる「法曹非理事件」が発生して、法曹界全体を激しく揺さぶったのである。ここに、法曹非理根絶の対策を論議するために大統領直属下に司法改革推進委員会を構成して検討することになったのであり、それだけに、今回の司法改革に対しては、国民の厳しい監視の目が向けられることになった。

以下では、司法改革推進委員会が1999年12月20日に大統領に提出した総合報告である『民主社会のための司法改革 — 大統領諮問委員会報告書 —』（司法改革推進委員会、2000年）を要約する形で、韓国の司法改革の現状を報告する。

報告書は、まず司法制度の現代的趨勢として「2000年代世界各国の司法制度が指向する目標は、

民主化・機能化・世界化と要約することができる。民主化は現代政治の基本の枠組みであり、機能化は国家経営の科学化ないし合理化を意味し、世界化は地球社会という開放的的市民社会における生存戦略ないし共存戦略の指標として台頭している重要な価値概念である」⁽²⁸⁾とし、韓国の目指すべき司法改革も、この三点であるとする。

次いで韓国の司法制度の問題点及び改革課題としては、まず第一に、その成立過程の歴史的特殊性からくる基本構造上の問題点として、① 韓国司法構造の全体的構造の再検討、② 植民地司法制度の残滓の清算、③ 解放以後に導入された各種の制度の再評価・再整理が、第二に、運営過程で現れた具体的懸案問題として、① 刑事被告人の権利保護の十分な確保、② 民事救済手続における迅速性と効能の補完、③ 司法手続の透明性と公正性の提高、④ 法曹人の選抜・養成・充員制度の現代化が、そして第三に、世界化の趨勢に対処するためのものとして、通商関連の法律サービスの需要の急増及びその市場開放要求に対応できる法曹人力資源の確保と司法制度の整備のための体系的研究及び計画の樹立が、挙げられている。

具体的には、検討課題を、① 公正かつ迅速な権利救済、② 法律サービスの質的向上、③ 法曹の合理化・専門化・現代化、④ 法曹人養成制度の改善、⑤ 法曹非理の根絶、⑥ 世界化潮流への対応の6項目に分類して報告している。以下、各項目について簡単に見ていくことにする。

(1) 公正かつ迅速な権利救済

ここでは、第一に、人身拘束制度及び捜査手続の改善として、① 逮捕・拘束制度の改善（指名手配するときは事前に逮捕令状を受けるように長期的には改善すること、警察段階での拘束期間を10日から5日に短縮することなど）、② 釈放制度の改善（必要的保釈の除外事由の縮小、保釈保証金以外にも出席保証など保釈条件の多様化、被疑者の保釈請求権と釈放制度の統合、検事による保証金納入条件つき釈放制度の新設）、③ その他の拘束関連制度の改善（人身保護法の制定、未決拘禁日数の本刑算入拡大）、④ 起訴法定主義導入の問題（現行の起訴便宜主義を維持したうえで、裁判上の準起訴手続制度を大幅に拡大）、⑤ 被害者への捜査・裁判状況の通知および被害者陳述時の弁護人の参与権の保障、⑥ 捜査機関における被疑者捜査時の弁護人の参与権認定、⑦ 即決審判制度の改善（即決審判対象犯罪の非犯罪化、検事が関与する軽微事件の処理手続の整備）などが提示された。

第二に、公正かつ迅速な刑事裁判については、① 公判手続を犯罪事実の認定手続と量刑審理手続に分離する制度は導入しないが、量刑審理を独立的に行うことのできる公判手続をとるように運営すること、② 自白事件は結審後可及的速やかに宣告するように運営すること、③ 外部委員が参与する量刑調査委員会を大法院に設置して法的拘束力のない量刑基準を設けること、④ 裁判期日を通知すること、⑤ 裁判内容をできるだけ速記または録音して相当期間保存するように運営することが報告された。

第三に、行刑制度の改革については、① 収容者処遇基準の法律化を進めるように運営すること、② 矯正所（刑務所）の小規模化及び近隣化を通じて在所者の再社会化を促進し、初犯および過失犯専門の矯正所を設置するように運営すること、③ 矯正所の民営化は慎重に導入すること、④ 仮釈放の透明化および保護監察制度と更生保護制度との連携を図るように運営することが示され、⑤

再社会化・再犯防止のための多様な矯正プログラムの研究開発、矯正行政の専門化（矯正局の独立機関化）および矯正人力の質的向上、開かれた矯正行政と矯正所運営への市民参与、矯正不条理の原因の除去などについては研究課題とした。

第四に、保安処分制度の改善については、① 保護監護制度は存置させるがその要件を強化すること（3回以上の実刑で刑期の合計が4年以上に）、保護監護処分は宣告刑の範囲内でのみ可能とすること、少年犯に対する保護監護禁止条項を新設することなどを提示し、② 治療監護は類型別に分離して運営するように勧告し、③ 国家安保の重要性に照らして最小限度の義務だけを賦課している保安観察処分制度は現行どおりに維持するとした。

第五に、民事裁判の機能強化については、大法院が提出している民事訴訟法改正案の内容（被告に対する答弁の催告および無弁論の判決制度の導入、弁論準備手続の強化（集中審理の制度）、和解勧告決定と書面による和解制度などの導入、弁論期日の集中と迅速な判決の宣告、控訴審での審理方法改善など）および民事執行法制定案（財産照会制度の導入、競売手続の遅延行為防止方案、債務不履行者に対する金融上の不利益の賦課など）を支持すると報告された。

（2）法律サービスの質的向上

第一に、弁護士および弁護士団体の公益活動の強化として、① 弁護士法に弁護士の公益活動の義務化規定を新設すること、② 法律サービスの需要者に弁護士選定に必要な情報を提供するための弁護士に対する情報伝達体系を弁護士団体の主管の下に公式化すること、③ 法律扶助の対象としない人々のために一定金額以下の費用で法律サービスを提供する公益弁護人団を地方弁護士団体別に構成して運用すること（長期的には法律扶助公団に統合）が報告された。

第二に、国選弁護制度の改善として、① 刑事事件における国選弁護制度の拡大（必要的弁護事件を、すべての拘束被告人、すべての拘束被疑者、そして法定刑が短期1年以上であるすべての事件へと段階的に拡大）、② 予算の許す範囲内で国選弁護人の報酬の引上げ、③ 国選弁護人の選任における被告人等の意思反映、④ 国選弁護を専門に担当する公共弁護人団の構成（長期的には法律扶助公団に統合）を提示し、民事・行政事件の国選弁護制度の導入については現段階では困難であり、研究課題とした。

第三に、法律支援制度の活性化として、① 法律扶助の大幅拡大（法律扶助を受けることのできる対象を全国民の50%にまで順次増やし、法律扶助の対象事件を民事・刑事事件だけでなく、行政・憲法事件などすべての法律紛争事件に拡大）、② 市民団体による法律扶助活動の支援（政府の市民団体財政支援制度の活用および法律扶助公団との有機的かつ体系的な協力体制の構築）、③ 法律扶助公団の位相強化、④ 法律扶助制度の統合（長期的には大韓法律扶助公団に訴訟扶助や国選弁護制度など各種の法律支援制度を統合し、名称を法律支援公団に変更）、⑤ 大韓法律扶助公団の独立性強化（大韓法律扶助公団に向こう3年にわたって罰金徴収額のうちから3,000ないし5,000億ウォン程度を基金として出捐、組織及び施設も法務部と検察庁から独立）を提示した。

第四に、弁護士報酬の合理的改善として、① 客観性と透明性のある弁護士標準報酬指針の設定、② 法律サービスの提供範囲を明確化するために標準契約書の導入、③ 刑事事件の成功報酬の禁止を提示し、また、④ 民事訴訟における弁護士報酬の訴訟費用算入の可否とその範囲については大

法院規則で定める事項であるので、合理的に決定することを法院に勧告するとした。

第五に、訴訟費用の軽減として、① 訴訟扶助対象者に対する少額事件の訴状印紙代の免除、② 無罪が確定した被告人に訴訟費用を補償する制度の導入、③ 死刑執行後に再審で無罪が確定した被告人に対する補償金の引上げを提示した。

第六に、隣接業種間との提携については、日本の「総合法律・経済関係事務所」のような総合事務所の導入を勧奨するが、弁護士がその他の業種と事務および会計を同一にすることは法律市場の開放と関連してその弊害が予想されるので現行どおり許容しないことにした。

(3) 法曹の合理化・専門化・現代化

弁護士団体については、① 全国弁護士会は単一団体とするが地方弁護士団体の設立を自由化して複数の団体の設立を是認、② 弁護士団体の加入を自由化、③ 弁護士の登録および懲戒業務を法務部が担当すること（全国団体加入の弁護士に対しては全国団体に委任可）を提示した。

法院については、以下のことが提示された。まず第一に法官人事制度に関しては、① 法院組織法上では大法院長、大法官、判事の3段階であるが、実際には部長判事と法院長が事実上の職級概念として受けられている現状の運営を改善して法官の身分を最大限に保障すること、② 高等法院の場合は判決に少数意見を記載するようにして実質的な合議部運営を保障すること、③ 地域循環勤務制の慣行を廃止して高等法院単位の地域別法官任用制を導入すること、④ 法官の大幅な増員と法官の処遇改善により離職を防止すること⁽²⁹⁾、判事に対する転補および昇進人事においては原則的に該当法官の意思を最大限に尊重するよう運営すること⁽³⁰⁾が報告された。

第二に、法官の専門化および専門法院の設置に関しては、① 専門法院と専門裁判部を増設して、特定専門法院での長期勤務を奨励する具体的配慮をすること⁽³¹⁾、② 簡易な事件を処理する簡易法院の判事は弁護士または退任法官のうちから選抜して任用し長期勤務ができるように定年を延長することが提示された。

第三に、予算編成権の独立保障については、司法府の独立を最大限に確保するために、法院の予算編成権の独立が実質的に尊重されるように必要な措置をとることが提示された。

第四に、国民の司法参与については、陪審制、参審制、非常勤判事制、あるいは日本の檢察審査会やヨーロッパ大陸の参審制度を韓国の実状に合わせて変形した裁判参審会制度などの国民の司法参与の方案はいずれも、当面、導入は困難であるが、司法の民主化を高揚する方案として望ましいものであるので、中長期的には肯定的に研究検討すべき課題であるとされた。

法務部・檢察については、次のような報告がなされた。

まず第一に、檢察の政治的中立性の確保に関しては、① 特別檢察制度の採択の可否は政治的決断の問題であるので導入は留保すること、② 特別檢察制度の代わりに大檢察庁内の機構として公職不正調査処（仮称）を設置すること、③ 法務部長官の推薦により大統領が任命している檢察総長任命手続に国会での人事聴聞会を実施する方案は他の国家重要職責任命予定者との均衡を失うので導入を留保することが報告された。

第二に、法務部・檢察の組織改編については、① 独自の業務が存在せず特段の役割を果たしていないといわれる高等檢察庁の機能強化の方案を講究すること、② 法務部に訟務を専門に担当す

る国家弁護士を置く国家弁護士制度は導入せず各部処で法律専門家を任用して活用することを勧告した。

第三に、検察人事制度については、① 検事人事権を大検察庁に移管することは検察総長に余りに権限が集中するので現行どおり法務部長官に与えること、② 法務部長官の諮問に応ずるために法務部に設置されている検察人事委員会に外部人士を委員として参与させるとともに諮問機構から審議機構に権限を強化させること、③ 無用の誤解を招かないために検事の報酬体系を行政の公務員と比較することができないように改編すること、④ 2000年度に検事定員法を改正して検事の定員を増員することが提示された。

第四に、検事同一体の原則については、① 捜査権・訴追権を積極的かつ迅速に行使するという検察組織の特性上、上命下服および職務承継移転制度は維持するが、検事は不当な上司の命令に対しては理由の開陳を要求することができるという趣旨の規定を新設すること、② 大統領と国会に対して検察行政についての責任を負う法務部長官にとって検察総長に対する指揮権は必要であるので現行制度を維持することにした。

第五に、日本の検察審査会制度を導入する必要性は当面認められないが、陪審制・参審制・非常勤判事制・裁判参審会制度などとともに国民の司法参与拡大の次元から長期的な研究課題として検討する。

(4) 法曹人養成制度の改善

第一に、法曹人選抜試験制度の改善については、次のように提示されている。まず① 試験の性格については、長期的には選抜人員に制限のない資格試験（絶対点数性）に転換するが、短期的には法曹人の増員を確保するために定員制を維持すること⁽³²⁾、② 選抜人員については、教育施設および与件などを勘案して2000年に800名、2001年から1000名に増員すること⁽³³⁾、③ 試験の根拠については、法曹人選抜の重要性を勘案して、現行の司法試験令（大統領令）に代わる法曹人選抜に関する法律を別途に制定すること、④ 受験資格制限については、大学で一定単位以上の法学科目を履修した者にのみ司法試験の受験資格を付与（一定単位数および単位として認められる法学科目の範囲などの具体的事項は法律で定める）するが、既存の司法試験を準備している者のために相当な経過期間を置くこと、⑤ 受験回数の制限については、一次試験（択一試験）の受験回数を4回に制限している現行規定を維持すること⁽³⁴⁾、⑥ 試験科目については、基本法を中心にして縮小するが、判断能力を高めることができるように改善すること、⑦ 管掌機関については、現行の司法試験は行政自治部長官が管掌・実施しているが、これを法曹界と法学界が共同して参与する試験管理委員会を置いて施行し、法務部が管掌するように改めること、が提示された。

第二に、選抜後の教育制度については、① 実務研修機関である現在の司法研修院を学問と実務研修を並行する大学院形態の実務教育機関である韓国司法大学院へと転換し、これを大法院が管掌する独立法人とすること、② 韓国司法大学院の教科課程は2年間とし、大学院終了後1年間の職域別の研修を実施すること、③ 法曹界と法学界が共同で参与する運営委員会または理事会を構成して運営すること、④ 韓国司法大学院生に対しては、現在の司法研修生のような公務員の地位を付与せず、一般学生の身分とすること、⑤ 韓国司法大学院卒業者には弁護士資格を付与し、学

位課程履修者に対しては法学修士学位または専門法学修士学位を授与することを制度改善案として提示するとともに、法曹人の資質を高め、かつ、国際競争力を強化するために、法曹人再教育制度を制度化することを研究課題とした⁽³⁵⁾。

第三に、法曹一元化および判検事任用制度については、最小限5年以上の経歴を有する法曹人のうちから判事や検事を任用する法曹一元化方案を導入するが、当分の間は、現行制度と改善方案を並行して実施すること、法曹一元化の基盤を強化するための法曹界と法学界の円滑な交流の方案として一定の経歴を有する法学教授に対しては審査を経て弁護士資格を付与することが提示された。

(5) 法曹非理の根絶

1998年10月に刑事政策研究院が全国7大都市の弁護士500名を対象に行った面接調査で回答のあった弁護士489名の68.9%が、「前官礼遇がある」と答えている⁽³⁶⁾。主に刑事拘束事件に関連して、判検事を退職した弁護士に事件の受任が集中し、報酬が高額になっていることが問題として指摘されている。

これについては、まず前官礼遇根絶方案として、判検事が弁護士を開業した後、最終勤務機関の刑事事件を合理的な期間、受任することができないようにすることが提示された。また、非理法曹人に対する懲戒強化としては、① 現行の大韓弁護士協会の弁護士懲戒委員会は、大韓弁護士協会の総会で選出する弁護士5人、法院行政処長が推薦する判事1人、法務部長官が推薦する検事1人、大韓弁護士協会会長が推薦する法学部教授1人および経験と徳望のある人士1人の9人で構成されているが、これを弁護士と非法曹人を同数とするか、あるいは非法曹人を過半数とするように改善することと、② 弁護士倫理規程をより具体化するよう弁護士団体に勧告することが示された。そして、法曹ブローカー根絶方案としては⁽³⁷⁾、① 弁護士案内制度を導入し、弁護士広告を許容することで法律消費者がブローカーの言葉に幻惑されないようにすること、② 弁護士法違反、収賄罪などで処罰された者を一定期間、弁護士事務職員として採用することを禁止すること、③ 法曹ブローカーの雇用、受任過程の不正などを告発した者に対して刑を減軽または免除するなどして法曹非理の情報の提供を誘導すること、④ 事件ブローカーを利用した弁護士に対する処罰規定を新設すること、⑤ 弁護士に対する永久除名制度を導入するなど懲戒処分内容を強化すること、⑥ 弁護士の事件誘致を目的とした法院・検察庁などへの出入りを禁止することが提示された。

(6) 世界化の潮流への対応

第一に、法律事務所の大型化・専門化については、① 従来の法務法人より柔軟性のある法律事務所形態を制度化することが必要であり、組織構成の無限責任問題を解決するとともに被害者救済のためには責任保険制度を導入する必要があること⁽³⁸⁾、② 全員一致が要求される議事決定方式など、合理的運営に障害となる要因を除去することが、また、第二に国際取引専門人力の養成については、① 司法研修院で一定の基礎教育を受け、かつ外国の専門養成機関を終了した場合は、司法研修院の研修過程を終了したものとみなすなど開放的な専門教育の環境を造成すること、② 専門人力の短期養成のための総括機構を設置して、判事・検事・弁護士・公務員・大学教授な

どを選抜して集中教育および海外留学を通じて国際取引専門家を養成することが、そして第三に通商分野の法律支援として、①政府の部処や地方自治団体は特別な事情がない限り、通商専門担当官を長期勤続者として設け、できれば専門弁護士をもって充員すること、②既存の法務部の国際通商法律支援団とニューラウンド法律支援班を拡大して改編すること、③既存の法務部の輸出中小企業支援弁護士団制度と弁護士団体の中小企業支援顧問弁護士団制度とを連携して運営すること、④通商専門法律家が仲裁人として参与することができるようにして、低廉な価格で仲裁を利用することができるように商事仲裁院の機構を整備することなどを、それぞれ運営の改善を通じて実現することを報告した。

結びにかえて — 2000年代の韓国司法

今回の司法改革推進委員会の報告書は、誠に膨大なものであり、これらがすべて実現し得るのかについては現時点では必ずしも明らかではない。特に、1995年に出された世界化推進委員会の司法改革構想が竜頭蛇尾に終わったことを考えると、「司法権の独立、司法の清廉性などは古くからの主題であるが、韓国では今なお懸案問題となっており、21世紀の前半部の20年あまりの期間にわたってその状況が続くであろうと考える。21世紀になっても法曹人は相変わらず『少数法曹人による高効率法律サービス主義』を固執するであろう。韓国の政治圏（立法府と行政府）は、みずから腐敗問題から脱しない限り、韓国の法曹人の閉鎖的かつ独寡占的な法律市場構造調整作業に乗り出すことが困難である」⁽³⁹⁾との悲観的予測も完全には否定仕切れないが、今回の司法制度改革は、幸か不幸か、いわゆる「法曹非理」事件を契機としているだけに、法曹界も無闇に改革に反対することはできないものと思われる。

事実、「（議政府市と大田市で法曹非理事件が起こった）1998年と1999年は韓国の法曹史で忘れることのできない年として記憶されるであろう。……世に言う法曹非理事件がここ1年以上、言論の主要記事として扱われたし、関連した弁護士たちは起訴され、少なくない数の判事及び検事がやり切れない思いで辞職をしなければならなかったのである。……ともあれこれをもって、その間静かであった司法改革の必要性の主張が再び台頭するようになった。世界化推進委員会の司法改革の場合には明らかな不正の事実のなかった状況で推進され、ある面では抵抗も強力であったが、今回の場合は法曹界としてはもはや語ることさえできないほどになってしまったし、世論の雰囲気を押されて誰もこの職域に対して友好感を表示することのできない状況になってしまった。法曹界内部としても、万一、恥部があるならば、まはやこれを隠蔽しようとせずに果敢にこれをえぐり出すことで健全なる法曹界がよって立つところを準備しなければ、職域自体の維持が困難であると感じるようになった」⁽⁴⁰⁾と言われる状況であるから、司法改革推進委員会の報告に盛られた司法改革改善方案が実行に移されることは十分に期待してよいであろう。

ただ惜しむらくは、司法改革のアルファでありオメガでもある市民の司法参加と法律家養成制度について、前者は陪審制などが中長期的研究課題とされて見送られたし、後者は人的物的与件の未熟と財政的負担の過多などの理由から、現行制度の基本枠である、試験を通じた選抜と選抜後の研修を維持したまま、単に選抜後の『研修』を『教育』に変え、この『教育』を担当する機関として現在の司法研修院の代わりに国立司法大学院を設立するとしたことである。特に後者につい

では、「現在の法律家養成制度の問題点は、試験と教育の分離から始まっているのであり、このような問題は法律家養成の基本構造を『試験を通じた選抜』から『教育』を通じた養成に転換することで解決し得るということは、今や韓国の社会で十分に共感を得ていると見る事ができる。司法改革推進委員会の改善案は、……『選抜後教育』という標語の下に、現在の構造をむしろ強化させるおそれがある」⁽⁴¹⁾ことは否定できないであろう。確かに、唯一の国立司法大学院に法律家養成を独占させる方式が「時代錯誤的な法曹士官学校の発想」であるという批判や、資格試験という言葉は「選抜後教育」ではなく「教育後選抜」にこそふさわしいとの主張は正鵠を射ているのである。

しかしながら、いまや韓国にあって「憲法の番人」としての輝かしい役割を果たしている憲法裁判所も、当初は意識的あるいは無意識的な憲法裁判所法の法的・制度的不完全性のために、有名無実化されるとの見解が支配的であったが、憲法裁判所裁判官の国民の人権を保護し国家権力の濫用を抑制しようとする強い意志と、それを支える国民の憲法意識と政治的雰囲気成熟、法学界での活発な研究や裁判内容を詳細に伝えるマスコミなどの努力によって、国内外における幅広い支持と肯定的評価を受けるに至ったことを鑑みると⁽⁴²⁾、司法改革にとって何より必要なのは、司法改革を実現するとの法曹界と国民の強き意志であろう。その意味で、2000年代は、韓国の司法史において「改革された司法制度の定着」と記録されることを願うものである。

後記

これまでの大統領令である司法試験令に代えて司法試験法（法律第6436号）と司法試験法施行令（大統領令第17181号）が本年（2001年）3月28日に制定・公布され、即日施行されたことを、脱稿後に知った。これらの法令は、司法改革推進委員会が、ロースクール制度は韓国の実状に合わないとして、現行の法曹人力養成制度である司法試験を改善することが妥当であるとした結論に沿ったものであるが、受験回数制限については司法改革推進委員会の提言と異なり撤廃した。

新たに制定された司法試験法の主要な内容は、次の7点に要約できるであろう。

すなわち、① 法曹人選抜試験は法曹界が管掌しなければならないとの批判にこたえて、司法試験の管掌機関を従来の行政自治部長官から法務部長官に変更した点（法2条）、② 選抜人員については法曹人の安定的需給と司法研修院の受容能力を考慮して定員制とするが、法曹界と学界の意見を反映するとともに、社会変化の趨勢に伴う法曹人の需給市場を考慮して弾力的に決定することができるように、司法試験を実施するときごとに、事前に司法試験管理委員会の審議意見と大法院及び大韓弁護士協会の意見を聞いた後に法務部長官が定めるようにした点（法4条）、③ 法曹人養成制度を法学教育と連結させると同時に、法曹人としての専門知識と法律的素養を総合的に検証するために大学などで法学科目35単位以上を履修した者にのみ受験資格を認めるようにした点（法3条。もっとも、一般大学に限らず短期大学、社内大学や遠隔大学の形態の生涯教育施設でも単位を取得することができ、また、単位認定制度を通じて独学者の受験の機会も保障している）、④ 第一次試験の科目を、憲法、民法、刑法及び大統領令で定める科目（具体的には、国際法、労働法、国際取引法、租税法、知的財産権法、経済法、刑事政策、法哲学から一つ選択）と英語（TOEFL（PBT）530点、同（CBT）197点、TOEIC700点、TEPS625点以上で代替することができる）に限定し、これまであった非法律選択科目及び独、仏、西、日、中、露語はすべて廃止した点（法9条、施行令4条及び別表1～4。なお、第二次試験の試験科目は従前と同じく憲法、民法、刑法、商法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法の7科目である）、⑤ 各界の人士13人で構成された司法試験管理委員会（委員は委員長である法務部長官が任命また

は委嘱するが、法務部次官、判事2人、検事1人、弁護士2人、法学教授3人、非営利民間団体が推薦する者1人、弁護士や法学教授でない者で司法試験に関する経験と徳望のある者2人とする)を設置して、同委員会で、出題方向・採点基準・合格者の決定、試験科目の改善、選抜予定人員に対する審議意見など司法試験に関する重要な事項を審議するように、その機能を強化した点(法14条ないし16条)、⑥ 司法試験の正解及び採点表の公開拒否をめぐる行政訴訟が急増しているために、採点表、答案紙その他試験業務の公正な遂行に著しい支障をもたらす事由がある情報に関しては公開しないことができるとして、試験情報の公開拒否に関する法的根拠を明確にした点(法18条)、⑦ 基本権制限のおそれがあるとの指摘に応じて、第一次試験の受験回数を4回に制限していた規定を削除した点(事実、従来の司法試験令について、2000年4月19日に1,286名が法律によらずに基本権を制限した憲法違反のものであるとして憲法訴訟を提起した)、などである。

注

- (1) 金昌祿「韓国の法体系はどこへ向かって行くのか」今井弘道・森際康友・井上達夫編『変容するアジアの法と哲学』(有斐閣、1999年)所収、266頁。なお、韓国の司法制度の沿革とその一般的な内容については、胡文赫(拙訳)「韓国の司法制度」小島武司・韓相範編『韓国法の現在(上)』(中央大学出版部、1993年)所収が詳しい。
- (2) 金圭昇『南・北朝鮮の法制定史』(社会評論社、1990年)99頁。
- (3) 法務部史編纂委員会編『法務部史』(法務部、1988年)25頁。
- (4) 賈財桓『司法運営의理論과實際』(博英社、1995年)5頁。
- (5) 韓寅燮「韓国法의体系와性格」徐元宇編『韓国法의理解』(斗聖社、1996年)所収、23～24頁及び金昌祿、前掲論文、269頁。
- (6) 韓寅燮、前掲論文(1996)、24頁。
- (7) 韓寅燮、前掲論文(1996)、26頁。
- (8) 韓相範「軍事統治下의法律家의屈從과迎合——判事와御用学者의時勢迎合과法治主義붕괴드라마——」韓国法学教授会編『法学教育과法曹改革』(吉安社、1994年)所収、45頁。
- (9) 韓寅燮(徐勝訳)「権威主義の体制下の司法部と刑事裁判」『立命館法学』269号(1999年)380頁。
- (10) 司法改革推進委員会『民主社会를 위한司法改革——大統領諮問委員会報告書——』(2000年)395～396頁(以下、『報告書』と称する)、および金圭昇、前掲書、297頁以下を参照。
- (11) 韓寅燮、前掲論文(1999)、364頁。
- (12) 韓国の憲法裁判所については、韓国憲法裁判所編(徐元宇他訳)『韓国憲法裁判所10年史』(信山社、2000年)が詳しい。
- (13) 1985年9月、時局事件(反体制運動事件)において令状棄却や無罪判決を出した判事たちを地方に左遷した「司法波動」の余波により、当時の兪泰奮大法院長は野党により弾劾訴追案を発議されるという司法史上最悪の不名誉なことが起こったし、第6共和国憲法制定後の1988年に金容大法院長を再選しようとした政府方針は、司法府刷新を望む、政党や世論、そして少壮法官たちの反対によって覆されることになった。なお、歴代大法院長の業績に対する批判的考察としては、姜京根「司法의政治的独立과民主化」『垂・太公法研究』第6輯(1999年)所収、65～66頁、及び韓寅燮、前掲論文(1999)、365～368頁が詳しい。
- (14) 賈在桓、前掲書、11頁～12頁。
- (15) 金聖男「21世紀を展望した弁護士の使命と役割」『日韓・韓日弁護士協議会誌』第16号(1997)所収、18頁。
- (16) 賈在桓、前掲書、19頁。

- (17) 姜宗求「韓國의司法改革紹介」『인권과 정의』1999年11月号、176頁。
- (18) その内容は、次のとおりである。まず第一に、国民の權益をより広く保障するために、①簡易常設法院の設置、②濟州道に光州高等法院支部を設置、③ソウル民・刑事法院の統合、④行政訴訟の三審化と行政審判（行政不服審査）の任意的前置などが、第二に、国民の人權をよりいっそう守護するために、①拘束令状実質審査制の導入、②起訴前の保釈制度の導入などが、第三に、裁判の公正性をより確保するために、①判事の任用資格強化と副判事制度の導入、②法官に対する勤務評定制の導入、③第一審の単独審化（裁判部数を増加させることで各事件審理の充実化）、④民事控訴審の事後審化、⑤濫上告の濾過装置の用意、⑥特許訴訟の第二審を高等法院の管轄とすること、⑦司法補佐官制度の導入、⑧元老法曹人力の活用などが、第四に、司法權の獨立をより強化するために、①司法府予算編成に関する大法院の関与權限の強化、②大法院の法律案提出權の確保、③判事職級の改善、④法官人事委員會の明文化、⑤法官會議の明文化、⑥法官の外部機關派遣の制限などが、第五に、法律文化の發展を促進するために、①司法研究院の設置、②行政及び特許法院の設置などが建議された。また、司法研修制度の改善を含めた法曹人力養成問題と登記・戸籍庁の設置問題などは長期的の研究が必要な事項であるとしてその決定をひとまず留保し、法院警察隊の創設、地域別法官任用制度、法院侮辱に対する制裁の強化、ソウル市内の支院の地方法院への昇格などは時期尚早であるとして、これらは採択しなかった。睦榮堉「大法院長就任과司法改革의完成」尹鎭大法院長退任記念判例評釈集刊行委員會編著『國民과司法』(博英社、1999年)838～839頁。
- (19) この6件の司法制度改革関連法律とは、法院組織法中改正法律、各級法院の設置と管轄区域に関する法律中改正法律、各級法院判事定員法中改正法律、法官の報酬に関する法律中改正法律、上告審手続に関する特例法、行政訴訟法中改正法律である。大法院の司法改革について詳しくは、大法院『司法制度改革白書(上)(下)』(1994年)を参照。
- (20) 韓寅燮、前掲書(1996)、32頁。
- (21) これについて詳しくは、國民을 위한司法改革推進聯合會『國民權益保護를 위한憲法裁判所法・法院組織法・弁護士法등의改正에 관한請願』(1994年)と題する冊子を参照。
- (22) 世界化推進委員會での司法改革論議については、その中心として活躍した權五乘『사법도 서비스다』(미래미디어、1996年)が詳しい。また、この間の事情を大法院の側から詳しく記述したものとしては、許楠『공임없는司法制度・運營의改善』尹鎭大法院長退任記念判例評釈集刊行委員會編著『國民과司法』(博英社、1999年)842頁以下がある。權五乘教授は当時を振り返って「司法改革を推進する方法に関しては、世界化推進委員會と大法院がひざを交えて知恵を絞出すことにしたが、実際にはそのように進行しなかった。世界化推進委員會は積極的なのに反して大法院は常に消極的であった。世界化推進委員會が國民の立場で果敢な対案を提示すれば、大法院は法曹界の立場で、その対案の現実性を問いただすという形で論議が進行した」(權五乘、同書、48頁)し、もっとも鋭く対立したロースクール問題については、「筆者は世界化推進委員會が、いわゆるロースクール(4+3制)を強いて固執せずに、我々の実情を勘案した専門法科大学院体制(4+2制)を採択するようになれば、法曹人養成制度に対しても容易に合意することができらうと考えた。しかし、このような展望は外れ、(法曹人数の増員よりも)時間も何倍もかかった。……その結果、万一、専門法科大学院をいくつも設立することができなければ、まず国立で一つでも設立することにある程度意見が集まった。しかし、今度は、これを誰が管掌するのかを巡って論争が起こった。大法院なのか、行政府なのかと相撲を取った結果、霧散してしまった」(同書、6頁)という。
- (23) もっとも、98年まではこのプログラムのとおりに合格者数を増やしてきたが、99年は700名、2000年は800名とその伸びは鈍化している。2001年度の予定人員は950～1,000名と公告されている。
- (24) 世界化推進委員會の構想案とそれが挫折するまでの詳しい経緯については、日本語の文献として、沈

義基(徐勝訳)「韓国の司法制度改革の動向と展望」『立命館法学』269号(2000年)があるので、是非、参照していただきたい。本稿は、いわばこの論文のその後を主に扱ったものである。

- (25) 権五乗「법학교육개혁의 과제와 추진」『법과사회』18号(2000年)117頁。
- (26) 姜宗求、前掲論文、178頁。
- (27) 『報告書』10頁。
- (28) 『報告書』3頁。
- (29) 1997年度の全国の法官一人当たりの事件負担件数は平均775.6件で、日本の426.7件(1997年)に比べても非常に高い。
- (30) もっとも、法官の人事および補職制度については、判事の任命および再任命は大法院長が大法官會議の議決を経て行い、法官に対する補職は、大法院長が法官人事委員會(大法院長の諮問機関であり、法官で構成されている)の審議を経て行っているのであるから、制度そのものは相当に民主的であるといえるであろう。
- (31) 現在、専門法院としては、全国を管轄する特許法院とソウル地域を管轄する行政法院および家庭法院が設置されていて、また、規模が大きな高等法院と地方法院には國際取引部・知的財産權部・医療部・労働部などの専門裁判部が設置されているが、法官の頻繁な人事異動と過重な業務負担のために、特定分野に専門的知識を有する法官は不足している実情である。
- (32) 韓国の司法試験は、1969年までは平均60点以上の者を合格させる絶対点数制として施行されていたが、その当時は合格者が極めて少数であった点、最近の司法試験合格者の点数分布が非常に低い点などを考慮するとき、司法試験を資格試験に即時に転換する場合、合格者数がむしろ減少するおそれがあるとの理由から、短期的には定員制を維持することにしたという。『報告書』426頁、参照。
- (33) 差し当たっての合格者数を1000名にした最も大きな理由は、2001年8月ごろに竣工予定の司法研修院の収容可能人員が1000名であることのようにである。『報告書』426頁。
- (34) ちなみに韓国の司法試験は、択一形式の一次試験、論文形式の二次試験、面接試験である三次試験があり、一次試験にのみ受検回数が四回に制限されている。
- (35) 韓国において最も対立の激しかったロースクールの導入は結局見送られることになった。司法改革推進委員会では、司法改革に関連して法曹人の選抜および養成制度に最も関心が集まっていることを考慮して、各界の意見を直接聞くために意見照会をしている。ここで報告された各界の意見の要点を簡単に紹介しておく(『報告書』407～421頁)。大法院は、「ロースクール制度はアメリカの判例法主義、実用主義の影響によって法学を職業教育と受け取る特殊な歴史的環境を有していて、大陸法系国家ではロースクール制度をとっておらず、ロースクール制度はそれなりの長所と短所を有しているが、アメリカと比較するのが申し訳ないほどの劣悪な韓国の法学教育の現実を勘案するとき、ロースクール制度を導入することは逆作用だけを招くおそれが大きい」、法務部は「ロースクール制度は法曹人養成に過度の費用と期間を必要とし、法曹人の過剰供給から商業主義の蔓延など副作用を招くおそれがあり、現在の韓国の法学部の人的・物的与件ではアメリカ式ロースクール制度の導入は殆ど不可能であるだけでなく、全体の法学部が予備校化するおそれがあり、4年制法学部と専門法科大学院の並立の妥当性が少ないので導入は不可能である」、大韓弁護士協会は「現行どおりの骨格を維持するが、教育期間を延長して、教科科目の改編及び教育方法の改善が必要である。法学教育や法曹人養成制度を根底的に揺さぶる法学専門大学院やロースクールの設立は望ましくない」、大統領のもう一つの諮問機関である「新しい教育共同委員会」は、「すべての大学の司法試験予備校化に象徴される現在の法学教育の問題を解決し、専門法律家養成の土台を用意するべく、学部法学教育から専門大学院法学教育に転換するために法学大学院を設置する。法学大学院は学士またはこれに準ずる資格を有する者が入学し、総入学定員は法律家に対する社会的需要を考慮して決定し、入学試験は学部成績、外国語、社会経歴及び社会奉仕実績その

他法学大学院が定める事項で決定し、修業年限及び履修単位数は6学期(3年)96単位以上とし、卒業者に法務博士(JD)学位を授与する。法学大学院の設立決定、法学大学院の数及び入学定員は教育部傘下に設置される法学教育委員会で決定する」としている。ところで、直接の当事者でもある韓国法学教授会は、1995年4月11日に大統領や世界化推進委員会などに、4年制の法学部のうえに3年制の司法大学院を設置して、大学院卒業者の80~90%が弁護士試験に合格する案を建議したことがある(韓国法学教授会編『司法改革 이렇게 해야 한다』(吉安社、1995年)139頁以下)が、今回の報告書では大学間ないしは法学者間の微妙な対立を意識してか、ロースクールについては直接言及していない。なお、司法改革推進委員会『司法改革推進委員会専門委員報告書(下)』(2000年)201頁以下に法曹人養成制度についての各専門委員の詳しい報告書が掲載されているが、ロースクールについては「この制度の妥当性自体に関することよりは、多分に新たな環境の中での自身の立場を考慮した意見であったと思う」(姜宗求、前掲論文、178頁)との指摘もある。

- (36) 韓国刑事政策研究院『法曹非理에 관한 연구』(1999年)。ここでは、『報告書』442頁から引用。
- (37) 1998年10月の前記調査によれば、応答した弁護士489名の62.3%が事件ブローカーの雇用慣行を、53.6%が事件紹介の対価支払いの慣行を認めている。『報告書』461頁。
- (38) 大韓弁護士協会の資料によれば、1999年10月29日現在、全国で総3,879名の弁護士が開業しているが、法務法人は154個、公証認可合同法律事務所は80個であり、任意的な同業体制はその実体が正確に把握できないでいる。『報告書』476頁。なお、韓国における法務法人については、鄭東潤(拙訳)「弁護士事務所の法人化 — 韓国の法務法人について —」渥美東洋・小島武司編『日韓における立法の新展開』(中央大学出版部、1998年)が詳しい。
- (39) 沈義基、前掲論文、340頁。
- (40) 姜宗求、前掲論文、178~179頁。
- (41) 宋石允「법률가 양성제도 개혁의 기본방향」『법과사회』18号(2000年)146~148頁。
- (42) 韓国憲法裁判所編・徐元字他訳、前掲書、78頁以下参照。なお、韓国の憲法裁判所についての最近の論文としては、日本語文献として鄭宗燮(徐勝訳)「韓国の民主化過程における憲法裁判所と基本権の実現 — 1988年から1998年まで —」『立命館法学』266号(1999年)、韓国語文献としては金哲洙「韓國憲法裁判所制度의改善方向」『法学論集(梨花女子大学校法学研究所)』第3巻第1・2合併号(1999年)及び金孝全「법률제판소 제도의 문제점과 그 개선책」『公法研究』(1998年)がある。